

事前質問回答一覧

7審査-1 瑞穂町B類疾病定期予防接種費用助成金の償還払事業

質問 1

町指定医療機関（以下「医院」）については、例えばインフルエンザについて、該当者（65歳以上）については、医院への助成金3059円、本人2500円となり医院の収入は5559円となるが65歳未満の場合は、どのようにになっているのか。医院ごとの被接種者の料金はいくらなのか。

同様にコロナワクチン、肺炎球菌、帯状疱疹についても同様の質問です。

【回答】

65歳未満（定期接種以外）については、任意接種となります。任意接種は、町との契約に基づかない接種、または、契約している予防接種（高齢者肺炎球菌、帯状疱疹）であっても、契約金額を助成額としているため、全体の接種費用については、各医療機関で任意に設定している額となります。このため、各医療機関の接種費用については、町では把握していません。

7報告-1 令和7年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金

質問 2

Bグループの事業所名と所在地及び事業規模（預かり人員数の上限）

補助金額がAグループとBグループでおおきな差があるがなぜか。

【回答】

施設名	所在地	預かり人数の上限
町立石畠保育園	石畠1837	6人
町立むさしの保育園	むさし野1-5	
私立東松原保育園	箱根ヶ崎東松原 16-8	
私立狭山保育園	駒形富士山 420-1	
私立長岡保育園	長岡 4-11-14	
私立みずほひじり保育園	箱根ヶ崎 2515-1	
私立とのがや保育園	殿ヶ谷 892-4	
私立びよひよ保育園	箱根ヶ崎 363-1	
私立南平保育園	南平 2-3-4	
私立瑞穂のぞみこども園	箱根ヶ崎 2492	
私立ゆめのもり保育園	箱根ヶ崎 2391-1	

余裕活用型のため、定員と在籍人数との差の人数分受入れが可能

【AグループとBグループの補助金額の乖離について】

Aグループは、1月当たりの単価ですが、Bグループは1日当たりの単価のため、補助単価に大きな乖離があります。

また、Aグループは保育園等の在籍児童数、Bグループは主に一時預かり事業の利用者数が算定基礎人数となります。一時預かり事業の利用者数は、保育園等の在籍児童数と比較し非常に少數であるため、算定基礎人数にも大きな乖離があります。

7報告-2 令和7年度瑞穂町地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金

質問 3

東京都の事業の対象とならない事業所等とはどこですか。

「①対象事業所、②対象事業所」とはどこですか。

【回答】

2点の質問は、共通のことですので一括で回答します。

①地域密着型通所介護サービス（デイサービス）

- ・デイサービス七福音
- ・デイサービス葵
- ・二本木交茶店
- ・オアシス瑞穂
- ・フラワープラム

②地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス（グループホーム）

- ・グループホーム杜の園ながおか

7報告-3 幼児インフルエンザ任意予防接種助成事業(拡充)

質問 4

該当者は何名か。医療と同様に無料にはできないのか。

【回答】

注射による接種対象者（生後6か月～6歳（未就学児））は、約1,100人、うち約900人（2歳～6歳（未就学児））は、経鼻接種も選択可能な対象者になります。

また、接種費用を医療費と同様に無料にできないかとのご質問ですが、医療費については、東京都の医療費助成制度である「乳幼児医療費助成制度（マル乳）」が利用できます。その助成対象は、医療費、薬剤費等に限られており、予防接種費用は対象外となっています。

なお、幼児に対する季節性インフルエンザについては、主に個人予防に重点を置いたB類疾病に位置付けられており、任意接種となっています。任意接種については、接種に必要な費用は原則、個人が負担するものになりますが、接種に一定の予防効果がみられるため、町は接種希望者の経済的負担の軽減を目的として、東京都の補助事業を活用し、接種費用の一部を助成しています。